

問2-3.《中間申告期限の個別延長について》〔4月30日追加〕

法人税又は消費税の中間申告について、その提出期限までに中間申告書の提出がなかった場合には、中間申告書の提出があったものとみなされることとされています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、その提出期限までに中間申告書が提出できず、その後に「新型コロナウイルス感染症による提出期限の延長申請」である旨を付記した中間申告書を出した場合に、提出期限の延長が認められますか。

- 法人税又は消費税の中間申告についても、確定申告と同様に、その提出期限の延長が認められます。

〔中間申告書の提出期限の延長について〕

- 法人税及び消費税の中間申告については、前期の確定した税額から中間申告に係る税額を計算するもの（以下「通常の中間申告」といいます。）と、これに代えて、中間期間を一つの事業年度（又は課税期間）とみなして確定申告と同様に法人税額（又は消費税額）を計算するもの（以下「仮決算による中間申告」といいます。）があります。
- これらに係る中間申告書についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、その提出期限までに提出することが困難な場合には、その提出期限の延長が認められます。
- 例えば、新型コロナウイルス感染症の影響により、当期の業績が悪化しているような場合には、通常の中間申告に代えて、仮決算による中間申告を検討することとなると考えられます。
- その際に、外出自粛要請の影響など、通常の業務体制が維持できないことにより、例えば、
 - ① 通常の中間申告に係る納付税額と、仮決算による中間申告に係る納付税額を比較・検討するための準備に時間を要する
 - ② 仮決算による中間申告に係る申告書の作成に時間要する
 など、中間申告書を提出期限までに提出することが困難となる場合が考えられますが、このような場合にも、提出期限の延長が認められます。

〔事後的な提出期限延長の申請手続きについて〕

- その提出期限までに中間申告書を提出することが困難な場合には、中間申告書の提出ができることとなった時点で、中間申告書の提出の際に、その中間申告書の余白部分に提出期限の延長申請である旨を記載し、提出していただければ、事後的に提出期限の延長が認められます。

※ 具体的な記載例については、以下のリンク先のFAQ（問4）をご覧ください。

(法人) <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf>

(個人) https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_02.pdf

(注) 中間申告書を提出することが困難な状態が、確定申告書の提出期限まで続く場合には、その中間申告書の提出は不要となります。つまり、中間申告により納付する法人税及び消費税は生じないこととなります。

この場合には、確定申告書を提出する際に、確定申告書の余白に、中間申告書は新型コロナウイル

ス感染症の影響により提出できなかつた旨を記載し、提出してください。

なお、所轄税務署から送付される確定申告書に印字されている中間税額には、その生じないこととなる税額が含まれていますので、ご使用の際には、その生じないこととなる税額相当額を控除した金額に訂正してご使用ください。

〔中間申告書のみなし提出について〕

○ 一方、上記のような事情がなく、中間申告書をその提出期限までに提出することが可能な場合において、中間申告書の提出期限までにその提出がなかつたときには、その提出期限において通常の中間申告に係る中間申告書の提出があつたものとみなされます。

○ この場合には、その提出期限において通常の中間申告に係る納付税額が確定します。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、その中間申告に係る納付税額を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、納税についての猶予制度を適用できる場合があります。まずは、各国税局の国税局猶予相談センターにお電話にてご相談ください。